

相談支援センターあさひテラス 平成27年度 事業報告

当法人は相談支援事業の重要性に鑑み、「指定特定相談支援事業所」並びに「指定障害児相談支援事業所」を、平成26年11月、「相談支援センターあさひテラス」として開所した。初年度は、予定計画相談利用件数を満たすに至らなかった。この反省を踏まえ、積極的かつ効率的に業務を遂行することにより、次年度にあたる平成27年度においては、アドバンテージあさひ、あさひワークホムの利用者を中心に51人の計画相談支援を開始することができた。これにより、他相談支援事業所が関わっている利用者も含めて、全利用者の96%が計画相談支援を利用するに至り、このうち当事業所が50%以上を占めている。

以下この一年の事業所運営の概要を報告する。

1 サービス等利用計画の作成

障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整と「サービス等利用計画」の作成を行う。事業実施地域である蕪崎市、甲府市、甲斐市、南アルプス市、中央市、昭和町が住居地となる利用者を主たる対象者としつつも、事業実施地域外の利用者においても、既に当法人事業を利用しており関係が深いことから支援を行い、計51人が当事業所と関わることとなった。また、当事業所を利用しており、支給更新を迎えた方については、モニタリング（効果の分析や評価）を十分に反映させた新たなサービス等利用計画の作成を行った。今後もつぶさに利用者の状況を把握し、利用者のニーズに応じていく。また、現在当事業所と契約を交わしている利用者は計75人となっている。現状の体制において、創意工夫と効率化をさらに図ることで余力を生むことができるため、新規計画相談支援の依頼があった際には、可能な限り誠意をもって対応していくことで、利用者、家族の利益となるべく支援の実現する力をもった、地域に根差して、頼っていただける存在感、安心感のある事業所を目指す。

2 継続サービス利用支援

作成された「サービス等利用計画」が適切かどうか、定められた期間毎にモニタリング（効果の分析や評価）を行い「モニタリング報告書」を作成、必要に応じて見直しを行う。今年度においては、延べ92件のモニタリングを実施した。また、モニタリング実施間隔は、基本的に在宅利用者は6ヵ月毎、施設入所利用者は12ヵ月毎となっているが、本人が、大幅な環境変化と戸惑い、障害受容の遅れ、障害・疾患の重度化等の課題から、上記の実施間隔では即時即応が難しい場合においては実施間隔を狭め、より子細に本人の情報収集を行い、市町村への報告と、サービス提供事業所への反映を行い、支援変更等の再検討のための足掛かりとなるように、モニタリング報告書を有効なツールとして機能するように図った。

3 基本相談サービス

障害、難病をもつ方、その家族、介護者や関係者の方々の福祉サービス全般に関わる相談を、来所や電話及び状況に応じては自宅等へ訪問して実施する基本相談について、蕪崎市基幹相談支援センターを兼ねる福祉課経由により、今年度は4件の問い合わせがある。当所にて対応することで、うち3件を障害福祉サービスの利用へと繋げている。実情としては、ほぼ相談者の意向は福祉課によって十分に把握されたうえで、当事業所への照会がある。未だ利用者にとって、当事業所が身近な存在になり得ていない。地域の方にとって一番身近である市役所経由により、各相談支援事業所が得意とする分野と相談内容を照らし合わせ、適切な相談支援事業所への割り振りを行っている状況である。今後も、各市町

村福祉課、基幹相談支援センター等と密接に関わり、些細なことであっても気軽に問い合わせることができる事業所であることを引き続き留意しつつも、問い合わせ等があった際には即時対応可能な姿勢を持ち続けていくことも必要かと思われる。

4 相談支援事業所連絡会等

昨年度は韮崎市で開催される相談支援事業所連絡会のみに参加であったが、今年度は中央市・昭和町合同開催となっている相談支援事業所連絡会へも出席する。韮崎市は毎月開催であるが、中央市・昭和町においては、年3回の開催と少ないが、グループ討議も活発に行われるなど大いに刺激を受けられる場となっている。中央市・昭和町においては、市町内に相談支援事業所が少ないため、市町外の事業所が数多く参加しており、各地域の実情、支援困難者の関わり方等について、多くの有益な情報交換の場となった。また、こころの発達支援センターをはじめとした様々な関係機関からの講習、連絡会等の開催告知が多く、全てに出席することは時間的な制約から難しかったが、極力参加するように努め、事例検討による支援技術の向上、情報交換、関係作りへと結びつけることができた。